

第 1 4 回青梅市選挙管理委員会会議録		
開催日時	令和6年10月24日 午後6時00分	
場所	市役所6階 選挙管理委員会事務室	
出席者	委員長 川 鍋 信 夫	書記長 須 崎 満 書記 山 崎 健 司
	委員 根 本 太 夫	
	同 山 下 秀 明	
	同 桑 原 顯 正	
記録者	書記 山 崎 健 司	
1. あいさつ 川鍋委員長 2. 報告事項 衆議院議員選挙および最高裁判所裁判官国民審査における期日前・ 不在者投票状況について 別紙のとおり 3. 議 事 付 議 案 件 衆議院議員選挙および最高裁判所裁判官国民審査における開票 立会人の決定について 別紙決定（抽せん）録のとおり 4. その他 (1) 次回委員会開催日程について 日 時：令和6年10月27日（日）午前10時00分（集合8時30分） 会 場：市役所6階 選挙管理委員会事務室 議 題：選挙人名簿登録者の抹消決定について (2) その他		

閉 会 日 時	
令和6年10月24日 午後6時14分	

以上会議のてん末を記録し、相違ないことを証明するために、委員長
および委員ここに署名する。

令和6年11月12日

青梅市選挙管理委員会

委員長 川 鍋 信 夫
委員 根 本 太 夫
委員 山 下 秀 明
委員 桑 原 顯 正

第 1 4 回 青梅市選挙管理委員会 日程

令和 6 年 1 0 月 2 4 日
午 後 6 時 0 0 分
市 役 所 6 階
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 室

- 1 あいさつ 川鍋委員長
- 2 報告事項 衆議院議員選挙および最高裁判所裁判官国民審査における
期日前・不在者投票状況について
- 3 議 事 付 議 案 件 衆議院議員選挙および最高裁判所裁判官国
民審査における開票立会人の決定について
- 4 そ の 他 (1) 次回委員会の開催日程について
日 時 令和 6 年 1 0 月 2 7 日 (日) 午前 1 0 時
会 場 市役所 6 階 選挙管理委員会事務室
議 題 選挙人名簿登録者の抹消決定について
(2) その他

令和6年10月執行 衆議院議員(小選挙区選出)選挙 期日前・不在者投票状況

今回(令和6年10月27日)									前回(令和3年10月31日)									対前比	
月 日		区分	市役所	河辺駅前	期日前合計	施設	郵便等	総 計	累 計	月 日		市役所	河辺駅前	期日前合計	施設	郵便等	総 計	累 計	%
公示日	火	男						0	0	公示日	火	0		0			0	0	
10月15日		女						0	0	10月19日		0		0			0	0	
		計						0	0			0		0	0	0	0	0	
10月16日	水	男	199	0	199	0	0	199	199	10月20日	水	207		207	0	0	207	207	94.12
(曇)		女	185	0	185	0	0	185	185	10月20日		201		201	0	0	201	201	
		計	384	0	384	0	0	384	384	(晴れ)		408		408	0	0	408	408	
10月17日	木	男	419	0	419	1	1	421	620	10月21日	木	512		512	0	2	514	721	
(曇)		女	391	0	391	3	2	396	581	10月21日		491		491	0	1	492	693	
		計	810	0	810	4	3	817	1,201	(晴れ)		1,003		1,003	0	3	1,006	1,414	
10月18日	金	男	359	0	359	1	2	362	982	10月22日	金	385		385	2	2	389	1,110	90.83
(雨)		女	415	0	415	0	2	417	998	10月22日		372		372	4	1	377	1,070	
		計	774	0	774	1	4	779	1,980	(雨)		757		757	6	3	766	2,180	
10月19日	土	男	534	0	534	9	3	546	1,528	10月23日	土	625		625	0	1	626	1,736	89.41
(曇りのち雨)		女	500	0	500	22	1	523	1,521	10月23日		602		602	0	2	604	1,674	
		計	1,034	0	1,034	31	4	1,069	3,049	(晴れ)		1,227		1,227	0	3	1,230	3,410	
10月20日	日	男	722	0	722	0	3	725	2,253	10月24日	日	699		699	0	3	702	2,438	92.44
(晴れ)		女	627	0	627	0	1	628	2,149	10月24日		647		647	0	3	650	2,324	
		計	1,349	0	1,349	0	4	1,353	4,402	(晴れ)		1,346		1,346	0	6	1,352	4,762	
10月21日	月	男	644	0	644	10	3	657	2,910	10月25日	月	629		629	0	1	630	3,068	93.43
(晴れ)		女	595	0	595	5	5	605	2,754	10月25日		668		668	0	2	670	2,994	
		計	1,239	0	1,239	15	8	1,262	5,664	(曇)		1,297		1,297	0	3	1,300	6,062	
10月22日	火	男	602	822	1,424	43	3	1,470	4,380	10月26日	火	623	924	1,547	54	5	1,606	4,674	94.06
(晴れ)		女	625	1,027	1,652	44	0	1,696	4,450	10月26日		556	1,094	1,650	69	1	1,720	4,714	
		計	1,227	1,849	3,076	87	3	3,166	8,830	(曇のち晴)		1,179	2,018	3,197	123	6	3,326	9,388	
10月23日	水	男	644	739	1,383	152	0	1,535	5,915	10月27日	水	617	734	1,351	128	6	1,485	6,159	96.60
(曇)		女	677	992	1,669	184	0	1,853	6,303	10月27日		606	993	1,599	171	5	1,775	6,489	
		計	1,321	1,731	3,052	336	0	3,388	12,218	(曇)		1,223	1,727	2,950	299	11	3,260	12,648	
10月24日	木	男			0			0	5,915	10月28日	木	669	893	1,362	47	5	1,414	7,573	76.78
()		女			0			0	6,303	10月28日		714	1,080	1,794	55	3	1,852	8,341	
		計	0	0	0	0	0	0	12,218	(晴れ)		1,383	1,773	3,156	102	8	3,266	15,914	
10月25日	金	男			0			0	5,915	10月29日	金	603	700	1,303	48	3	1,354	8,927	63.98
()		女			0			0	6,303	10月29日		674	1,089	1,763	63	3	1,829	10,170	
		計	0	0	0	0	0	0	12,218	(晴れ)		1,277	1,789	3,066	111	6	3,183	19,097	
10月26日	土	男			0			0	5,915	10月30日	土	1,030	994	2,024	6	4	2,034	10,961	52.10
()		女			0			0	6,303	10月30日		957	1,347	2,304	8	6	2,318	12,488	
		計	0	0	0	0	0	0	12,218	(晴れ)		1,987	2,341	4,328	14	10	4,352	23,449	
投票日	日	男			0			0	5,915	投票日	日			0	0	4	4	10,965	52.09
10月27日		女			0			0	6,303	10月31日				0	0	4	4	12,492	
()		計	0	0	0	0	0	0	12,218	(晴れ)		0	0	0	0	8	8	23,457	
合計		男	4,123	1,561	5,684	216	15	5,915		合計		6,599	4,045	10,644	285	36	10,965		
		女	4,015	2,019	6,034	258	11	6,303				6,488	5,603	12,091	370	31	12,492		
		計	8,138	3,580	11,718	474	26	12,218				13,087	9,648	22,735	655	67	23,457		

令和6年10月執行 衆議院議員(比例代表選出)選挙 期日前・不在者投票状況

今回(令和6年10月27日)									前回(令和3年10月31日)									対前回比
月 日	区分	市役所	河辺駅前	期日前合計	施設	郵便等	総 計	累 計	月 日	市役所	河辺駅前	期日前合計	施設	郵便等	総 計	累 計	%	
公示日	火	男					0	0	公示日	火			0			0	0	
10月15日		女					0	0	10月19日				0			0	0	
		計						0	0			0		0	0	0	0	
10月16日 (曇)	水	男	199	0	199	0	0	199	10月20日	水	207		207	0	0	207	207	94.12
		女	185	0	185	0	0	185	(晴れ)		201		201	0	0	201	201	
		計	384	0	384	0	0	384			408		408	0	0	408	408	
10月17日 (曇)	木	男	419	0	419	1	1	421	10月21日	木	511		511	0	2	513	720	85.00
		女	391	0	391	3	2	396	(晴れ)		491		491	0	1	492	693	
		計	810	0	810	4	3	817			1,002		1,002	0	3	1,005	1,413	
10月18日 (雨)	金	男	359	0	359	1	2	362	10月22日	金	385		385	2	2	389	1,109	90.91
		女	415	0	415	0	2	417	(雨)		371		371	4	1	376	1,069	
		計	774	0	774	1	4	779			756		756	6	3	765	2,178	
10月19日 (曇りのち雨)	土	男	534		534	9	3	546	10月23日	土	625		625	0	1	626	1,735	89.47
		女	500		500	22	1	523	(晴れ)		602		602	0	2	604	1,673	
		計	1,034	0	1,034	31	4	1,069			1,227		1,227	0	3	1,230	3,408	
10月20日 (晴れ)	日	男	722	0	722	0	3	725	10月24日	日	699		699	0	3	702	2,437	92.48
		女	627	0	627	0	1	628	(晴れ)		647		647	0	3	650	2,323	
		計	1,349	0	1,349	0	4	1,353			1,346		1,346	0	6	1,352	4,760	
10月21日 (晴れ)	月	男	644	0	644	10	3	657	10月25日	月	628		628	0	1	629	3,066	93.50
		女	596	0	596	5	5	606	(曇)		668		668	0	2	670	2,993	
		計	1,240	0	1,240	15	8	1,263			1,296		1,296	0	3	1,299	6,059	
10月22日 (晴れ)	火	男	602	821	1,423	43	3	1,469	10月26日	火	623	924	1,547	55	5	1,607	4,673	94.10
		女	626	1,027	1,653	44	0	1,697	(曇のち晴)		556	1,093	1,649	69	1	1,719	4,712	
		計	1,228	1,848	3,076	87	3	3,166			1,179	2,017	3,196	124	6	3,326	9,385	
10月23日 (曇)	水	男	664	739	1,403	152	0	1,555	10月27日	水	617	734	1,351	127	5	1,483	6,156	96.83
		女	677	992	1,669	184	0	1,853	(曇)		606	993	1,599	171	2	1,772	6,484	
		計	1,341	1,731	3,072	336	0	3,408			1,223	1,727	2,950	298	7	3,255	12,640	
10月24日 ()	木	男			0			5,934	10月28日	木	669	692	1,361	47	5	1,413	7,569	76.95
		女			0			6,305	(晴れ)		714	1,080	1,794	55	3	1,852	8,336	
		計	0	0	0	0	0	12,239			1,383	1,772	3,155	102	8	3,265	15,905	
10月25日 ()	金	男			0			5,934	10月29日	金	603	700	1,303	48	3	1,354	8,923	64.12
		女			0			6,305	(晴れ)		674	1,088	1,762	63	3	1,828	10,164	
		計	0	0	0	0	0	12,239			1,277	1,788	3,065	111	6	3,182	19,087	
10月26日 ()	土	男			0			5,934	10月30日	土	1,030	994	2,024	6	4	2,034	10,957	52.22
		女			0			6,305	(晴れ)		957	1,347	2,304	8	6	2,318	12,482	
		計	0	0	0	0	0	12,239			1,987	2,341	4,328	14	10	4,352	23,439	
投票日	日	男			0			5,934	投票日	日			0	0	4	4	10,961	52.20
10月27日 ()		女			0			6,305	10月31日				0	0	4	4	12,486	
		計	0	0	0	0	0	12,239	(晴れ)		0	0	0	0	8	8	23,447	
合計		男	4,143	1,560	5,703	216	15	5,934	合計		6,597	4,044	10,641	285	35	10,961		
		女	4,017	2,019	6,036	258	11	6,305			6,487	5,601	12,088	370	28	12,486		
		計	8,160	3,579	11,739	474	26	12,239			13,084	9,645	22,729	655	63	23,447		

令和6年10月執行 最高裁判所裁判官国民審査 期日前・不在者投票状況

今回(令和6年10月27日)									前回(令和3年10月31日)									対前回比		
月 日		区分	市役所	河辺駅前	期日前合計	施設	郵便等	総 計	累 計	月 日		市役所	河辺駅前	期日前合計	施設	郵便等	総 計	累 計	%	
公示日	火	男						0	0	公示日	火			0			0	0	#DIV/0!	
10月15日		女						0	0	10月19日		女			0			0		0
		計							0	0			0		0	0	0	0		
10月16日 (曇)	水	男	199	0	199	0	0	199	199	10月20日 (晴れ)	水	206		206	0	0	206	206	94.33	
		女	184	0	184	0	0	184	184			200		200	0	0	200	200		
		計	383	0	383	0	0	383	383			406		406	0	0	406	406		
10月17日 (曇)	木	男	419	0	419	1	1	421	620	10月21日 (晴れ)	木	506		506	0	2	508	714	85.53	
		女	391	0	391	3	2	396	580			488		488	0	1	489	689		
		計	810	0	810	4	3	817	1,200			994		994	0	3	997	1,403		
10月18日 (雨)	金	男	358	0	358	1	2	361	981	10月22日 (雨)	金	384		384	2	2	388	1,102	91.45	
		女	415	0	415	0	2	417	997			367		367	4	1	372	1,061		
		計	773	0	773	1	4	778	1,978			751		751	6	3	760	2,163		
10月19日 (曇りのち雨)	土	男	534		534	9	2	545	1,526	10月23日 (晴れ)	土	624		624	0	1	625	1,727	89.91	
		女	500		500	22	1	523	1,520			598		598	0	2	600	1,661		
		計	1,034	0	1,034	31	3	1,068	3,046			1,222		1,222	0	3	1,225	3,388		
10月20日 (晴れ)	日	男	720	0	720	0	3	723	2,249	10月24日 (晴れ)	日	695		695	0	3	698	2,425	64.55	
		女	627	0	627	0	1	628	2,148			647		647	0	3	650	2,311		
		計	1,347	0	1,347	0	4	11	3,057			1,342		1,342	0	6	1,348	4,736		
10月21日 (晴れ)	月	男	644		644	10	3	657	2,906	10月25日 (曇)	月	628		628	0	1	629	3,054	71.60	
		女	594		594	5	5	604	2,752			664		664	0	2	666	2,977		
		計	1,238	0	1,238	15	8	1,261	4,318			1,292		1,292	0	3	1,295	6,031		
10月22日 (晴れ)	火	男	601	813	1,414	43	3	1,460	4,366	10月26日 (曇のち晴)	火	623	921	1,544	55	5	1,604	4,658	79.86	
		女	626	1,019	1,645	44	0	1,689	4,441			555	1,091	1,646	68	1	1,715	4,692		
		計	1,227	1,832	3,059	87	3	3,149	7,467			1,178	2,012	3,190	123	6	3,319	9,350		
10月23日 (曇)	水	男	661	738	1,399	148	0	1,547	5,913	10月27日 (曇)	水	613	731	1,344	127	5	1,476	6,134	86.22	
		女	675	990	1,665	180	0	1,845	6,286			604	991	1,595	171	2	1,768	6,460		
		計	1,336	1,728	3,064	328	0	3,392	10,859			1,217	1,722	2,939	298	7	3,244	12,594		
10月24日 ()	木	男			0			0	5,913	10月28日 (晴れ)	木	667	688	1,355	47	5	1,407	7,541	68.54	
		女			0			0	6,286			710	1,075	1,785	55	3	1,843	8,303		
		計	0	0	0	0	0	0	10,859			1,377	1,763	3,140	102	8	3,250	15,844		
10月25日 ()	金	男			0			0	5,913	10月29日 (晴れ)	金	602	699	1,301	45	3	1,349	8,890	57.10	
		女			0			0	6,286			674	1,086	1,760	60	3	1,823	10,126		
		計	0	0	0	0	0	0	10,859			1,276	1,785	3,061	105	6	3,172	19,016		
10月26日 ()	土	男			0			0	5,913	10月30日 (晴れ)	土	1,026	988	2,014	6	3	2,023	10,913	46.51	
		女			0			0	6,286			956	1,340	2,296	8	6	2,310	12,436		
		計	0	0	0	0	0	0	10,859			1,982	2,328	4,310	14	9	4,333	23,349		
投票日 10月27日 ()	日	男			0			0	5,913	投票日	日			0	0	4	4	10,917	46.49	
		女			0			0	6,286	10月31日 (晴れ)				0	0	4	4	12,440		
		計	0	0	0	0	0	0	10,859			0	0	0	0	8	8	23,357		
合計		男	4,136	1,551	5,687	212	14	5,913		合計		6,574	4,027	10,601	282	34	10,917			
		女	4,012	2,009	6,021	254	11	6,286				6,463	5,583	12,046	366	28	12,440			
		計	8,148	3,560	11,708	466	25	12,199				13,037	9,610	22,647	648	62	23,357			

○ 公職選挙法

(開票立会人)

第六十二条 **公職の候補者**（衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては候補者届出政党（第八十六条第一項又は第八項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。以下同じ。）及び公職の候補者（候補者届出政党の届出に係るものを除く。）、衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿届出政党等）は、当該選挙の**各開票区における選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、開票立会人となるべき者一人を定め、その選挙の期日前三日までに、市町村の選挙管理委員会に届け出ることができる。**ただし、同一人を当該選挙と同じ日に行われるべき他の選挙における開票立会人となるべき者として届け出ること

はできない。
2 前項の規定により**届出のあつた者**（次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に定めるものの届出に係る者を除く。以下この条において同じ。）が、**十人を超えないときは直ちにその者をもつて開票立会人とし、十人を超えるときは届出のあつた者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者十人をもつて開票立会人としなければならない。**

一～四 省略

3 同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかる者は、一の開票区において、三人以上開票立会人となることができない。

4 第一項の規定により届出のあつた者で同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかるものが三人以上あるときは、第二項の規定にかかわらず、その者の中で市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者二人以外の者は、開票立会人となることができない。

5 第二項又は前項の規定により開票立会人が定まつた後、同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかる開票立会人が三人以上となつたときは、市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者二人以外の者は、その職を失う。

6 第二項、第四項又は前項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、市町村の選挙管理委員会において、予め告示しなければならない。

7 第二項各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に定めるものの届出に係る開票立会人は、その職を失う。

8 第二項の規定による開票立会人が三人に達しないとき又は選挙の期日の前日までに三人に達しなくなつたときは市町村の選挙管理委員会において、開票立会人が選挙の期日以後に三人に達しなくなつたとき又は開票立会人で参会する者が開票所を開くべき時刻になつても三人に達しないとき若しくはその後三人に達しなくなつたときは開票管理者において、その開票区における選挙人名簿に登録された者の中から三人に達するまでの開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち会わせなければならない。ただし、同項の規定による開票立会人を届け出た公職の候補者の属する政党その他の政治団体、同項の規定による開票立会人を届け出た候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等又は市町村の選挙管理委員会若しくは開票管理者の選任した開票立会人の属する政党その他の政治団体と同一の政党その他の政治団体に属する者を当該公職の候補者、候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の届出に係る開票立会人又は市町村の選挙管理委員会若しくは開票管理者の選任に係る開票立会人と通じて三人以上選任することができない。

9 当該選挙の公職の候補者は、開票立会人となることができない。

10 開票立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞することができない。

(選挙長及び選挙分会長)

第七十五条 各選挙ごとに、選挙長を置く。

2 衆議院(比例代表選出)議員若しくは参議院(比例代表選出)議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙においては、前項の選挙長を置くほか、都道府県ごとに、選挙分会長を置く。

3 選挙長は、当該選挙の選挙権を有する者の中から当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)の選任した者をもつて、選挙分会長は、当該選挙の選挙権を有する者の中から都道府県の選挙管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる。

4 選挙長は、選挙会に関する事務を、選挙分会長は、選挙分会に関する事務を、担任する。

5 選挙長及び選挙分会長は、当該選挙の選挙権を有しなくなつたときは、その職を失う。

(選挙立会人)

第七十六条 第六十二条(第八項を除く。)の規定は、選挙会及び選挙分会の選挙立会人について準用する。この場合において、同条第一項中「当該選挙の開票区ごとに、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者」とあるのは「当該選挙の選挙権を有する者(第七十九条第二項の規定により開票の事務を選挙会の事務に併せて行う旨の告示がされた場合にあつては、その開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者。第九項において同じ。)」と、「期日前三日まで」とあるのは「期日前三日まで(第七十九条第一項に規定する場合にあつては、同条第二項の規定による告示がされた日からその選挙の期日前三日まで)」と、「市町村の選挙管理委員会」とあるのは「当該選挙長(衆議院比例代表選出議員若しくは参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙における選挙分会の選挙立会人については、当該選挙分会長。以下この条において同じ。)」と、同項ただし書中「同一人を当該選挙の他の開票区における開票立会人となるべき者及び」とあるのは「同一人を」と、同条第二項中「市町村の選挙管理委員会」とあるのは「当該選挙長」と、同条第三項中「開票区」とあるのは「選挙会(衆議院比例代表選出議員若しくは参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙については、選挙会又は選挙分会。第九項において同じ。)」と、同条第四項から第六項までの規定中「市町村の選挙管理委員会」とあるのは「当該選挙長」と、同条第九項本文中「達しないとき又は」とあるのは「達しないとき、」と、「選挙の期日の前日までに三人に達しなくなつたときは市町村の選挙管理委員会において、開票立会人が選挙の期日以後に三人に達しなくなつたとき」とあるのは「選挙会の期日までに三人に達しなくなつたとき」と、「開票所」とあるのは「選挙会」と、「開票管理者」とあるのは「、当該選挙長」と、「その開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者」とあるのは「当該選挙の選挙権を有する者」と、「開票に」とあるのは「選挙会に」と、同項ただし書中「市町村の選挙管理委員会若しくは開票管理者」とあるのは「当該選挙長」と読み替えるものとする。

(選挙会及び選挙分会の開催場所)

第七十七条 選挙会は、都道府県庁又は当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)の指定した場所で開く。

2 選挙分会は、都道府県庁又は都道府県の選挙管理委員会の指定した場所で開く。

(選挙会及び選挙分会の場所及び日時)

第七十八条 当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)はあらかじめ選挙会の場所及び日時を、都道府県の選挙管理委員会はあらかじめ選挙分会の場所及び日時を、それぞれ告示しなければならない。

(選挙会又は選挙分会の開催)

第八十条 選挙長(衆議院比例代表選出議員若しくは参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙における選挙長を除く。)又は選挙分会長は、全ての開票管理者から第六十六条第三項の規定による報告を受けた日又はその翌日に選挙会又は選挙分会を開き、選挙立会人立会いの上、その報告を調査し、各公職の候補者(公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。第三項において同じ。)、各衆議院名簿届出政党等又は各参議院名簿届出政党等の得票総数(各参議院名簿届出政党等の得票総数にあつては、当該参議院名簿届出政党等に係る各参議院名簿登載者(当該選挙の期日において公職の候補者たる者に限る。))の得票総数を含むものをいう。第三項において同じ。)を計算しなければならない。

2 前条第一項の場合においては、選挙長は、前項の規定にかかわらず、投票の点検の結果により、各公職の候補者の得票総数を計算しなければならない。

3 第一項に規定する選挙長又は選挙分会長は、選挙の一部が無効となり再選挙を行つた場合において第六十六条第三項の規定による報告を受けたときは、第一項の規定の例により、他の部分の報告とともに、更にこれを調査し、各公職の候補者、各衆議院名簿届出政党等又は各参議院名簿届出政党等の得票総数を計算しなければならない。

(選挙会及び選挙分会の参観)

第八十二条 **選挙人は、その選挙会及び選挙分会の参観を求めることができる。**

(選挙録の作成及び選挙録その他関係書類の保存)

第八十三条 **選挙長又は選挙分会長は、選挙録を作り、選挙会又は選挙分会に関する次第を記載し、選挙立会人とともに、これに署名しなければならない。**

2 **選挙録は、第六十六条第三項の規定による報告に関する書類(衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては第八十一条第一項の規定による報告に関する書類、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては同条第四項において準用する同条第一項の規定による報告に関する書類、参議院合同選挙区選挙にあつては同条第五項において準用する同条第一項の規定による報告に関する書類)と併せて、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙の選挙会に関するものについては中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙の選挙会に関するものについては当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会、選挙分会に関するものについては当該都道府県の選挙管理委員会)において、当該選挙に係る議員又は長の任期間、保存しなければならない。**

3 第七十九条の場合においては、投票の有効無効を区別し、投票録及び選挙録と併せて、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会において、当該選挙にかかる議員又は長の任期間、保存しなければならない。

令和6年10月27日執行 衆議院議員選挙および最高裁判
所裁判官国民審査における開票立会人決定（~~抽せん~~）録

- 1 場 所 青梅市東青梅1丁目11番地の1
青梅市役所6階選挙管理委員会事務室
- 2 日 時 令和6年10月24日（木）
午後6時00時から午後8時11分まで
- 3 結 果 別紙のとおり
- 4 立ち会った者 72人
- 5 事務に従事した者
青梅市選挙管理委員会 事務局長 須 崎 満
選挙係長 山 崎 健 司

青梅市選挙管理委員会委員長は、この決定（~~抽せん~~）録をつくり、ここに署名する。

令和6年10月24日

青梅市選挙管理委員会

委員長 川 鍋 信 夫